

# Business Certificate news

No. TCCI-0058

Date : 2015 年 2 月 16 日

申請者 各位

## 原産地証明書における物品の原産地についての判断基準について

日頃より東京商工会議所の各種貿易証明のご利用まことにありがとうございます。

さて、商工会議所では原産地証明書における物品の判定において、輸出品物についての原産地判定基準が存在しないことから、輸入物品に対する原産地の判定基準を準用しております。特に、実質加工品（関税法施行令第4条の2第4項二）については、主として“実質的な変更”（HSコード上4ケタ変更）を以って原産国を定めております。

原産地の判定については、申請者ご自身で確認を行い、原産地証明の申請を行っていただきます。**万が一、虚偽が発覚した場合には証明発給停止・登録抹消などの罰則を受ける恐れがございます**ので、申請にあたっては十分にご注意ください。

本内容については、従前より当センターのホームページにて掲載（下記 URL 参照）しておりますので、改めてご確認いただきますようお願い申し上げます。

### 記

○ “実質的な変更”（HSコード上4ケタ変更）の例

#### 【例1】

材料／部品	HSコード	原産国
A（鉄鉱石）	HS2601	JAPAN
B（石炭）	HS2701	
C（石灰岩）	HS2521	CHINA
D（フェロマンガン）	HS7202	

⇒

完成品	HSコード
X （ステンレス鋼製パイプ）	HS7304

実質的な変更  
（HSコード上  
4ケタ変更）が  
ある。  
原産国は日本

#### 【例2】

材料／部品	HSコード	原産国
A（半導体メチ）	HS8542	JAPAN
B（CPU）	HS8542	CHINA
C（液晶画面）	HS8471	

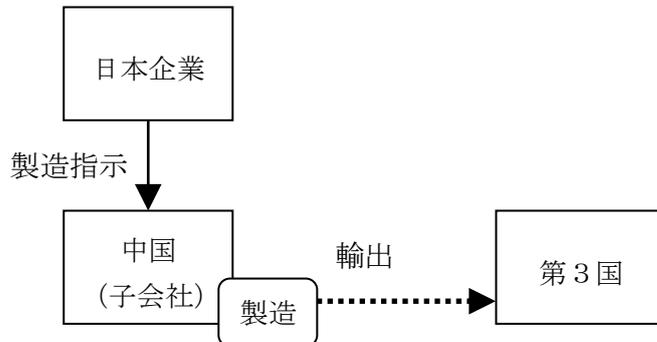
⇒

完成品	HSコード
X （パソコン）	HS8471

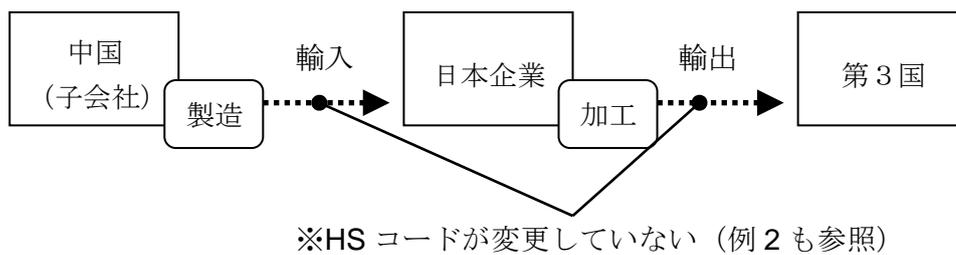
実質的な変更  
（HSコード上  
4ケタ変更）が  
ない。  
原産国は中国

○日本産とならない例

【例 3】日本企業が中国の現地会社（子会社）に指図して商品を作らせている場合



【例 4】中国の現地会社（子会社）から輸入して加工をするが、HS コード上 4 ケタが変更にならない場合



○参考 URL

- ・原産地の判定について  
[http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei\\_center/country\\_of\\_origin/](http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/country_of_origin/)
- ・商工会議所での、原産地証明書における物品の原産地についての判断基準  
[http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei\\_center/country\\_of\\_origin/pdf/coo01.pdf](http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/country_of_origin/pdf/coo01.pdf)
- ・認証規程（商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規則）  
[http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei\\_center/about/ab2/](http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/about/ab2/)
- ・罰則規程（商工会議所原産地証明書等貿易関係証明罰則規程）  
[http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei\\_center/about/ab3/](http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/about/ab3/)

以 上